

議第143号 呉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

国家公務員の給与に関する人事院勧告（令和5年8月7日付け）等を踏まえ、給与の改定を行うものです。

また、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が令和6年4月1日に施行され、会計年度任用職員に対して勤勉手当の支給が可能となること等を踏まえ、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

(1) 呉市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条～第3条関係）

ア 一般職給料表，消防職給料表，教育職給料表及び医療職給料表の改定

一般職給料表，消防職給料表，教育職給料表及び医療職給料表に定める給料月額を引き上げます。

なお，この改定による平均引上げ率（一般職給料表）は，0.98パーセントです。

イ 期末手当・勤勉手当の支給割合の改定

期末手当の年間支給割合を0.05月分（暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員（以下「再任用職員」といいます。）については，0.025月分），勤勉手当の年間支給割合を0.05月分（再任用職員については，0.025月分）引き上げます。これにより，期末手当と勤勉手当の年間支給割合の合計が，4.4月分から4.5月分（再任用職員については，2.3月分から2.35月分）に増加します。

【期末手当と勤勉手当の各期別支給割合】

令和5年度

（括弧内は暫定再任用職員 単位：月）

期別 区分	現 行			改 正 案		
	期 末	勤 勉	合 計	期 末	勤 勉	合 計
6月期	1.2 (0.675)	1.0 (0.475)	2.2 (1.15)	1.2 (0.675)	1.0 (0.475)	2.2 (1.15)
12月期	<u>1.2</u> (0.675)	<u>1.0</u> (0.475)	<u>2.20</u> (1.15)	<u>1.25</u> (0.7)	<u>1.05</u> (0.5)	<u>2.3</u> (1.2)
計	<u>2.4</u> (1.35)	<u>2.0</u> (0.95)	<u>4.4</u> (2.3)	<u>2.45</u> (1.375)	<u>2.05</u> (0.975)	<u>4.5</u> (2.35)

令和6年度以降（括弧内は暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員 単位：月）

期別 区分	現 行			改 正 案		
	期 末	勤 勉	合 計	期 末	勤 勉	合 計
6 月 期	<u>1.2</u> (0.675)	<u>1.0</u> (0.475)	<u>2.2</u> (1.15)	<u>1.225</u> (0.6875)	<u>1.025</u> (0.4875)	<u>2.25</u> (1.175)
12 月 期	<u>1.2</u> (0.675)	<u>1.0</u> (0.475)	<u>2.2</u> (1.15)	<u>1.225</u> (0.6875)	<u>1.025</u> (0.4875)	<u>2.25</u> (1.175)
計	<u>2.4</u> (1.35)	<u>2.0</u> (0.95)	<u>4.4</u> (2.3)	<u>2.45</u> (1.375)	<u>2.05</u> (0.975)	<u>4.5</u> (2.35)

ウ 医師の初任給調整手当の上限額の改定

医師の初任給調整手当の上限額を414,800円から415,600円に改定します（実支給額については、当面、改定の予定はありません。）。

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第4条・第5条関係）

ア 特定任期付職員の給料表の改定

特定任期付職員（高度の知識経験又は優れた識見を有する者として任期を定めて採用された職員をいいます。以下同じ。）の給料月額を次のとおり引き上げます。

号給	現 行	改 正 案
1	<u>376,000円</u>	<u>380,000円</u>
2	<u>422,000円</u>	<u>427,000円</u>
3	<u>472,000円</u>	<u>477,000円</u>
4	<u>533,000円</u>	<u>539,000円</u>
5	<u>608,000円</u>	<u>615,000円</u>

イ 特定任期付職員の期末手当の支給割合の改定

特定任期付職員の期末手当の年間支給割合を、0.1月分引き上げます。

【期末手当の各期別支給割合】

令和5年度

（単位：月）

期別区分	現 行	改 正 案
6 月 期	1.65	1.65
12 月 期	<u>1.65</u>	<u>1.75</u>
計	<u>3.3</u>	<u>3.4</u>

令和6年度以降

（単位：月）

期別区分	現 行	改 正 案
6 月 期	<u>1.65</u>	<u>1.7</u>
12 月 期	<u>1.65</u>	<u>1.7</u>
計	<u>3.3</u>	<u>3.4</u>

(3) 呉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第6条・第7条関係）

令和5年度における会計年度任用職員の期末手当の年間支給割合を0.05月分引き上げます。

令和6年度以降においては、会計年度任用職員に対し新たに勤勉手当を支給します。また、現行の規定では、会計年度任用職員に対する期末手当の支給に当たっては、当該年度における任期の定めが6月以上であることを要件の一つとしていますが、当該年度における任期の定めが6月未満であっても、前年度から引き続いて任用された場合において任期の合計が連続して6月以上となるときは、当該要件に該当することとし、勤勉手当についても同様とします。

なお、令和6年度以降における会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の各期別支給割合は、任期の定めのない常勤職員のものと同じとします。

令和5年度 期末手当の各期別支給割合 (単位：月)

期別区分	現 行	改 正 案
6月期	1.25	1.25
12月期	<u>1.25</u>	<u>1.3</u>
計	<u>2.5</u>	<u>2.55</u>

令和6年度以降 期末手当と勤勉手当の各期別支給割合 (単位：月)

期別 区分	現 行			改 正 案		
	期 末	勤 勉	合 計	期 末	勤 勉	合 計
6月期	<u>1.25</u>	-	<u>1.25</u>	<u>1.225</u>	<u>1.025</u>	<u>2.25</u>
12月期	<u>1.25</u>	-	<u>1.25</u>	<u>1.225</u>	<u>1.025</u>	<u>2.25</u>
計	<u>2.5</u>	-	<u>2.5</u>	<u>2.45</u>	<u>2.05</u>	<u>4.5</u>

3 施行期日

- (1) 第1条、第2条、第4条及び第6条の規定 公布の日（令和5年4月1日から適用）
- (2) 第3条、第5条及び第7条の規定 令和6年4月1日